

令和5年度 森林環境譲与税の使途について

担当課	事業名	事業内容	R5執行額
みどり景観課	森林環境保全事業	令和4年度に策定した森林整備方針に基づき、整備すべき森林の調査及び設計、間伐等を行う。	8,456千円
みどり景観課	基金積立	東大阪市森林環境譲与税基金への積み立て。来年度以降、森林整備及び木材利用に充当予定。	53,188千円

令和5年度譲与額：¥53,188,000-

令和6年3月31日時点基金積立額：¥102,944,520-（運用利子等を含む）

➤ 令和4年度に策定した5か年計画の東大阪市森林整備方針に従い、森林環境譲与税の用途である森林の整備に関する施策として間伐等業務を実施した。

□ 事業内容

森林整備にかかる間伐等業務（委託）

- 令和4年度に策定した森林整備方針の対象エリアを地図システムに設定し、辻子谷地区の森林整備にかかる調査及び設計を行い間伐等を実施した。また、ハイキング道倒木伐採処理を行った

【事業費】 8,456千円（うち譲与税8,456千円）

【実績】 本数調整伐 1.21ha 林内筋工 90m
 風倒木被害処理 0.38ha 侵入竹林整備 0.13ha
 危険木伐採 12本 倒木伐採処理 3本

□ 取組の背景

・東大阪市域の森林は、ほとんどが生駒山地の急傾斜の断層崖に広がり、かつ山麓部まで宅地が迫っている。また、山林所有者や地域住民の森林に対する関心も薄れ、山麓部を中心に放置竹林の拡大や、間伐されない人工林が多くある状況から、所有者への意向を確認して維持管理に対する意識を啓発するとともに、特に緊急的に対応すべき箇所において優先的な整備を行うこととした。



（本数調整伐前）



（本数調整伐後）

□ 工夫・留意した点

- 森林所有者に対し、所有されている森林の保全管理の責務があることを啓発し、意識づけを行った。
- 所有者自身で整備が可能か確認した上で、整備できない場合は、森林が持つ公益的機能を発揮させるため、森林環境譲与税を活用し、事業を実施した。

□ 取組の効果

- 放置されていた森林に対し、間伐等の実施を行い、森林が持つ公益的機能の発揮や多面的機能の向上に繋げることができた。
- 森林所有者に対し、所有されている森林の状況や、森林の保全管理の責務があることを伝えられた。

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額：53,188千円	②私有林人工林面積（※1）：347ha	
③林野率（※1）：16.3%	④人口（※2）：493,940人	⑤林業就業者数（※2）：3人

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より